資料１

厚木市文化芸術振興条例運用状況に対する意見書（案）

【対象年度：令和７年度】

厚木市文化芸術振興委員会

厚木市文化芸術振興条例 運用状況に対する意見

【対象年度:令和７年度】

第５条　文化芸術団体の役割

第５条　文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

点検結果	■　順調　□　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・利用状況によると、各団体が文化芸術に関する様々な事業を展開しており、文化活動の推進が図られている。 ・ミロードにおける活動など多岐にわたる事業が展開されており、今後の更なる取組に期待したい。 ・文化会館は補修工事も完了し、年間を通して本格的な運用ができたことから利用率が大幅増となり、コロナ前の利用状況にほぼ回復できたと言える。 ・今後は活動の担い手の裾野を広げる取組や、より魅力的なイベントの実施により利用率アップを期待したい。

第６条　基本計画

第６条　市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

点検結果	■　順調　□　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・基本施策に位置付けられている事業が着実に推進されている。 ・基本計画が、４つの基本方針、14 の基本政策、101 の事業に展開され、それらが文化芸術振興条例と紐づけられて体系化されており分かりやすい。

第７条　文化芸術の継承等

第７条　市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	□　順調　■　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・総合評価 A、達成率 95%と非常に高く、事業の進捗は順調であると考える。 ・鑑賞者数など目標指標に対する実績を達していない一部事業については、実施内容や周知方法などを検討し、目標指標の達成に努めてもらいたい。 ・後継者育成と併せ、若い世代が郷土文化に出会うため、一層の機会づくりを期待したい。

第８条　市の自然等をいかした文化芸術の創造

第８条　市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	■　順調　□　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・総合評価 A、達成率 96%と非常に高く、事業の進捗は順調であると考える。 ・野外での事業が多いので天候に影響されることが多いが、各事業がイベント内容を工夫して対応されている様子がうかがえる。 ・天候により中止となった事業もありながら、市の自然を取り入れた野外イベントは継続が望まれる。

第９条　創造的活動を行う者等の育成の支援

第９条　市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	□　順調　■　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・総合評価 A、達成率 92%と高く、事業の進捗は順調であると考える。 ・参加者数など目標指標に対する実績が目標値を達していない一部の事業については、市民ニーズを捉えた企画となっているか検証が必要である。 ・事業数が最も多い条項で担当部署も多く多彩な事業が展開されており、評価も高い。 ・創造的活動を行う者の育成は重要なテーマであり今後も事業強化に期待したい。

第 10 条　市民の鑑賞等の機会の充実

第10条　市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	□　順調　■　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・文化会館の本格稼働により多彩な鑑賞機会が提供された。 ・参加者数など目標指標に対する実績が目標値を達していない事業については、市民に届く周知の強化、運営側の集客強化策と魅力ある企画づくりの一層の工夫が期待される。 ・市民交流プラザでのイベントなど駅周辺は、多くの市民の目にも触れやすい大きな役割を果たしている。 ・市民の鑑賞等の機会の充実は、厚木の文化レベルの底上げにつながる領域なので、全体的に強化が望ましい。

第 11 条　文化芸術に関する情報の収集及び発信

第11条　市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

点検結果	■　順調　□　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・映像、SNS などを活用して幅広く発信することで、市内外を問わず幅広い年齢層に情報が届いている。 ・SNS 等による発信力の向上が、達成率の改善に表れている。 ・これからの時代を担う若年層が受け取りやすい、工夫した情報発信を期待したい。 ・国際交流推進事業等、一部目標値を達成していない事業については、更なる周知が期待される。

第 12 条　文化芸術振興委員会

第12条　市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
３　委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	■　順調　□　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	・市からの報告と委員会による点検の仕組みは適切に機能している。次期計画の策定に向け、審議の機会を十分に活用し、多角的な議論を計画に反映していきたい。 ・文化芸術振興委員会については条例に基づき順調に運用されている。 ・年３回の会議で条例と基本計画の運用状況の点検・審議が行われ、年度ごとのレビューが確実に行われている。

第 13 条　評価等

第13条　市長は、委員会の意見を踏まえ、４年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

※今年度は評価対象年度外

点検結果	□　順調　□　概ね順調　□　不十分　□　その他
委員からの意見	